

標準市議会会議規則の一部改正関係 (8 月 5 日更新)

【分類】

オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正 (オンライン委員会関係は除く)

オンライン委員会に係る改正

標準市議会会議規則一部改正 新	標準市議会会議規則一部改正 旧	船橋市議会会議規則 現
第一章 会議	第一章 会議	第 1 章 会議
第四節 選挙	第四節 選挙	第 4 節 選挙
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第三十一条 (略) 2 ～ 3 (略)	第三十一条 (略) 2 ～ 3 (略)	第 3 1 条 (略) 2 ～ 3 (略)
4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。	(新設)	
第八節 表決	第八節 表決	第 8 節 表決
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第七十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条(投票))、第三十条(投票の終了))、第三十一条(開票及び投票の効力)) 第一項から第三項まで、第三十二条((選挙結果の報告)) 第一項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。	第七十四条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告) 第一項及び第三十三条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。	第 7 4 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 7 条(議場の出入口閉鎖)、第 2 8 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 2 9 条(投票)、第 3 0 条(投票の終了)、第 3 1 条(開票及び投票の効力)、第 3 2 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 3 3 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。
第二章 委員会	第二章 委員会	第 2 章 委員会
第一節 総則	第一節 総則	第 1 節 総則
(出席委員に関する措置)	(新設)	
第九十四条の二 この章における出席委員には、法第百九条第九項の規定に基づく条	(新設)	

例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。		
第四節 発言	第四節 発言	第 4 節 発言
（委員外議員の発言）	（委員外議員の発言）	（委員外議員の発言）
第百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員という。」）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	第百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。	第 1 1 7 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その可否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その可否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その可否を決める。
3 前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。	（新設）	
4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）	
（委員長の発言）	（委員長の発言）	（委員長の発言）
第百十八条 （略） 2 法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定によ	第百十八条 （略） （新設）	第 1 1 8 条 （略）

り、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。		
第六節 表決	第六節 表決	第 6 節 表決
(不在委員)	(不在委員)	(不在委員)
第二百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。	第二百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。	第 1 2 9 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第三百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力)) 第一項から第三項まで 及び第三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。	第三百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)及び第三十二条(選挙結果の報告)第一項の規定を準用する。	第 1 3 5 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 8 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 2 9 条(投票)、第 3 0 条(投票の終了)、第 3 1 条(開票及び投票の効力)及び第 3 2 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。
第三章 請願	第三章 請願	第 3 章 請願
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第四百二十二条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第四百二十二条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第 1 4 2 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じな	2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じな	2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じな

なければならない。	なければならない。	なければならない。
3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。	(新設)	
4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	(新設)	
第四章 辞職及び資格の決定	第四章 辞職及び資格の決定	第 4 章 辞職及び資格の決定
(資格決定の要求)	(資格決定の要求)	(資格決定の要求)
第百四十八条 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	第百四十八条 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	第 1 4 8 条 法第 1 2 7 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。
(資格決定の審査)	(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
第百四十九条 前条の要求については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	第百四十九条 前条の要求については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	第 1 4 9 条 前条の要求については、議会は、第 3 7 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(決定の通知)	(決定書の交付)	(決定書の交付)
第百五十条 前条の規定による決定の本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	第百五十条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについての法第百二十七条第一項の規定によ	第 1 5 0 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 1 2 7 条第 1 項の規定による決

	る決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。	定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。
第七章 協議又は調整を行うための場	第七章 協議又は調整を行うための場	第 7 章 協議又は調整を行うための場
（協議等の場の開催方法の特例）	（新設）	
第百六十六条の二 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。	（新設）	
2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。		
第九章 補則	第九章 補則	第 9 章 補則
（電子情報処理組織による通知等）	（新設）	
第百六十七条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定に	（新設）	

かかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。		
2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。		
3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。		
4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられ		

たファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条（（会議録の配布））、第二百二十五条（（答弁書の配布））、第四百四十条（（請願文書表の作成及び配布））第一項及び第四百四十一条（（請願の委員会付託））第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。		
5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若し		

くは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。		
6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。		
（電磁的記録による作成等）	（新設）	
第百六十七条の三 この規則	（新設）	

の規定（第二十八条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第一項（第七十四条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。		
2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。		